



大船渡労働基準監督署ニュース

初秋の候 大船渡労働基準監督署 署長 熊谷 久

虫の鳴き声と朝晩の風に秋の気配を感じる今日この頃です。昨年は気付かなかったのですが街には百日紅が咲き、季節の移ろいを感じております。9月には防災の日、衛生週間準備月間、秋の交通安全運動などがありますが、心とからだの健康推進運動「健診を受けて見直す生活習慣ストレスチェックで心も健康」もあります。大人になっての「成績表」の感もありますが、結果を放置することなく、検査等して、適切な対応を取っていきたいものです。安全活動でのP D C Aをご自身の健康確保に生かしていただきたいと思います。春にがんと歌舞伎界の奥様が幼い子供を残して逝かれたことは私も人の子どんなに無念であったかと察するところです。要〇査、高〇〇を受ける身としては、なおさらそう思います。ご自身のため、家族のため、会社（組織）のためにも健康はかけがえのない大切なものです。

第68回 全国労働衛生週間

平成29年10月1日(日)～7日(土) [準備期間：9月1日～30日]

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的とし、毎年同じ期間に実施しています。68回目となる今年も、各職場で、下記のようなさまざまな取組にご協力ください。

〈スローガン〉

働き方改革で見直そう みんなが輝く 健康職場

10月1日～7日

全国労働衛生週間に実施する事項

- 事業者や総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚、スローガンなどの掲示 ※今年のスローガンは上記です。
- 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など、緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

9月1日～30日

準備期間に実施する事項

1. 重点事項

※取組の詳細は下表をご参照ください。

- (1) 治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項
- (2) 化学物質による健康障害防止対策に関する事項
- (3) 労働者の心の健康の保持増進のための指針などに基づくメンタルヘルス対策の推進
- (4) 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
- (5) その他の重点事項

健康保持増進のためにこの機会に何かスタートしてみませんか

職場で実施されている健康診断の結果、何かしらの項目で所見が認められる人の割合は、岩手県平均が59.2%（平成28年）と全国で8番目に高い数値となっています。大船渡監督署管内は県内で例年もっとも高く、28年は66.2%となり、都道府県別で一番高い沖縄の県平均値（64.8%）を上回る数値となっています。

健康の基本は「運動」「食事」です！（日頃の「コミュニケーション」による心の健康も大事です）今年のこの全国労働衛生週間の時期を機会に、何か一つ目標を立てて取り組みはじめてみませんか？

◆熱中症対策は万全ですか？

～「STOP! 热中症 クールワークキャンペーン」も展開中です～

◆ はじめます、「無期転換ルール」

無期転換ルールとは、**有期労働契約**が更新されて通算**5年**を超えたときは、労働者の申し込みにより、期間の定めのない**労働契約**に転換できるルールです。

平成30年4月以降、有期労働契約で働く多くの方に、無期転換申込権の発生が見込まれます！
あとわずかの期間しか残されていませんので、無期転換ルールへ対応する早めの準備をお願いします。
不明点は岩手労働局雇用環境・均等室(019-604-3010)もしくは大船渡労働基準監督署へ！

◆ 最低賃金改定

岩手県 最低賃金が改定されました。

平成29年
10月1日から

時間額

738円

22円
UP

10月1日から最低賃金が**738円**に引き上げられます。

事業主の皆様は最低賃金額を下回らないよう注意しましょう！

最低賃金に関する特設サイト
<http://www.saiteichingin.info/>
WEBで確認！

◆ 大船渡労基署管内の労働災害発生状況

■ 9月に死亡労働災害が発生しました

私有林の皆伐現場で1人で伐採作業をしていたところ、遅れて到着した事業者に、出血し意識が無い状態で倒れているところを発見されました。

現場は斜度約40度の山林で、被災者の周囲には、被災者の位置から斜面上方約8mに切株がある伐倒した赤松（樹高約18m胸高直径45cm）とさらに斜面上方約7mに切株がある杉（樹高約18m胸高直径18cm）がそれぞれ幹の切り口部分が被災者付近に位置し、杉が被災者の足に乗って、先では杉が赤松の上にクロスして残っていました。

現場状況から、被災者がかかられている赤松を伐倒したことにより、かかっていた杉が被災者に激突したものと推定されます。

最近の労働災害事例

	29年	前年同期比
製造業	14人	+5人
建設業	20人	-2人
運輸交通業	3人	±0人
林業	1人	±0人
商業	3人	-2人
保健衛生業	2人	+1人
合計	56人	+4人

(注) 労働者死傷病報告による休業4日以上の統計である。

【切れ、こすれ】

- 丸太から角材を製造する作業中、出来上がった角材を運ぶ装置に角材が詰まって、それを解消するために装置の停止スイッチを押し、角材をよけたら、丸鋸が完全に止まつておらず、右手の指（複数）が歯に触れて裂傷を負った。（製造業）

【飛来、落下】

- 工場において、クレーンで鉄板を吊っているとき、クランプから鉄板が外れ、足に落ち、骨折を負った。（製造業）

事故の型

- ①「墜落・転落」25%、②「切れ、こすれ」13%、③「転倒」11%、④「崩壊、倒壊」「激突され」「挟まれ、巻き込まれ」各9%

◆建設業の労働災害防止に向けてー



気仙地域建設工事関係者連絡会議の取組である「気仙地域ゼロ災の日パトロール」が8月度も多くの方々のご協力により気仙地域各所において一斉に実施されました。

今回のパトロールでも、合計70以上の意見が挙げられ、多くの危険の芽が摘み取られ、多くの好事例も確認されました。このことにより安全への意識の再認識も図られました。

好事例の中には「看板を効果的に設置して活用していた」「熱中症に関する各種取組」などが挙げられていました。